

明石市市民参画条例の
平成 2 4 年度運用状況に関する評価報告書

明石市市民参画推進会議

はじめに

平成23年4月に市民の市政への参画の機会を保障するために、市民参画の手続などを定めた明石市市民参画条例（以下「条例」という。）が施行され、同年11月に条例の運用状況などについて市民の視点で評価し、条例の実効性を高めるために、明石市市民参画推進会議が設置されました。

このたび、平成25年8月9日付け明総諮第1号で諮問のありましたとおり、条例の平成24年度運用状況について検証を行い、推進会議としての評価を報告書に取りまとめました。

なお、評価に当たっては、併せて答申した「市民参画手続の実施に関する判断基準」を踏まえて行いました。

また、評価と併せて、条例第20条第3項に基づき、市民参画手続について今後改善すべきと考える事項を「市民参画手続の運用に関する意見」として記載しました。

この評価報告書の内容を踏まえて、市の各機関において条例に基づく適正な手続の実施が一層図られるとともに、更なる市民参画の取組を通して、市民主体のまちづくりが進展することを期待します。

平成25年(2013年)11月27日

明石市市民参画推進会議
会長 角松 生史

1 評価方法

- (1) 市から提出のあった「明石市市民参画条例 平成24年度の運用状況報告（以下「運用状況報告」という。）」を基に、「市民参画手続の実施状況」及び「政策提案の取扱状況」について、次の視点で評価を行いました。

【視点】

条例の規定に基づき適切に手続を実施しているかどうか。

手続を実施した結果、有効に市民参画が行われているかどうか。

- (2) 市民参画手続の実施状況については、条例の規定事項のほか、併せて答申した「市民参画手続の実施に関する判断基準（以下「判断基準」という。）」を踏まえて評価を行いました。

《条例の市民参画手続に関する規定事項》

基 本 的 事 項〔条例第8条及び第9条〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象事項（条例第6条第2項に定める事項）について必ず実施すること。 ・市民に与える影響が大きい政策等について実施すること。 ・複数の手法で実施するよう努めること。 ・適切な時期に適切な手法を選択すること。 ・市民に十分な情報提供を行うこと。（複数の公表方法、分かりやすい資料の公表など） 	
各市民参画手法に関する事項〔条例第11条から第18条〕	
意見公募手続 〔条例第11条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事項について必ず実施すること。 ・意見提出期間は、30日以上設けること。 ・提出意見の検討結果を公表すること。
審議会等手続 〔条例第12条、 第13条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の幅広い意見が反映できるような委員構成に努めること。 ・男女の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないように努めること。 ・委員数は、20人以内となるよう努めること。 ・公募市民は、委員総数の2割以上となるよう努めること。 ・公募市民をどのように選考しているか。 ・委員名簿を公表すること。 ・会議を公開すること。 ・開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表すること。 ・会議録を公表すること。
意見交換会手続 〔条例第14条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに議題、これに関連する資料、日時等を公表すること。 ・開催記録を公表すること。
ワークショップ 手続 〔条例第15条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに事案の内容、日時等を公表すること。 ・開催記録を公表すること。
公聴会手続 〔条例第16条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・公述人としての意見の提出期間は、30日以上設けること。 ・開催記録を公表すること。

政策公募手続 〔条例第 17 条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の提出期間は、30 日以上設けること。 ・提出された提案の検討結果を公表すること。
その他の市民参画手法 〔条例第 18 条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日の 2 週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表すること。 ・実施結果等を公表すること。

2 市民参画手続の実施状況に関する評価

(1) 全体（「運用状況報告」P 1～4）

平成 24 年度に実施された 13 政策等に関する市民参画手続について、評価を行いました。

条例に定める基準の全体的な達成状況について前年度と比較すると、「複数の市民参画手法の併用」や「対象事項に該当する政策等についての意見公募手続の実施」の項目について、数値でみるとその割合が減少しています。

しかし、次年度に意見公募手続を実施しているものや、関係団体からの意見聴取など、他に市民の意見を聞く取組を行っているものが多く、「判断基準」に当てはめると、全体として概ね適正に実施されていると考えます。

(2) 各市民参画手法（「運用状況報告」P 5～8）

平成 24 年度に実施された意見公募手続、審議会等手続、意見交換会手続及びその他の手法（フォーラム及びアンケート）について、評価を行いました。

一部に条例に定める基準を達成していない事例がありますが、「判断基準」に当てはめると、概ね適正に実施されていると考えます。

なお、以下の事項については、一層の取組が必要であると考えます。

- ・意見公募手続について、市民から多くの意見を得るためには、その前提として情報共有が重要であるため、関連する法令の動向など、より詳しい情報の提供やインターネットを利用できない市民にも配慮した資料の提供方法を検討し、より一層意見を提出しやすい環境を整えることが求められます。

(3) 市民参画手続を実施しなかった政策等（「運用状況報告」P 14～17）

平成 24 年度に制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等として、条例及び計画について、実施しなかったことが適切であったかどうかの評価を行いました。

「判断基準」に当てはめると、概ね適正に運用されていると考えます。

なお、以下の政策等については、基準を画一的、限定的に捉えて手続の必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を総合的に判断し、運用することが必要であると考えます。

- ・金銭の徴収や金銭の給付に関するもの

条例第 6 条第 3 項では手続を省略することができるとされていますが、市民の

関心が高いものや市の財政に大きな影響を与えるものについては、手続の対象になるという考え方もあります。

・施設の入所定員の変更等に関するもの

対象者が限定されるという理由で手続を省略できるという考え方もできますが、市全体としての今後の公共施設のあり方という観点からは手続の対象になるという考え方もあります。

3 政策提案の取扱状況に関する評価

平成24年度に取扱いの実績がなく、推進会議としての意見はありません。

4 市民参画手続の運用に関する意見（条例第20条第3項に基づく意見）

(1) 審議会等における傍聴者の発言について

傍聴者の発言を認めるかどうかについては、審議の内容や時間的制約などを考慮して、会長等が会議に諮って決定すべき事項であり、また傍聴者に説明する必要があります。

そこで、各審議会等において、運営方針として傍聴者の発言の取扱いをあらかじめ決定するように運用を統一すべきだと考えます。